

集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に 反対する総会決議

第1 決議の趣旨

- 1 集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を変更し、その行使を容認することに反対する。
- 2 集団的自衛権の行使を容認し、秘密保護の法制の整備を規定する「国家安全保障基本法案」の国会提出に反対する。

第2 決議の理由

1 集団的自衛権の行使を容認しようとする最近の動き

自由民主党は、平成24年4月27日、「日本国憲法改正草案」を発表するなど、集団的自衛権を行使できる『国防軍』創設を含む明文改憲をめざす動きを進めてきていた（その前提として、憲法第96条の憲法改正発議要件を緩和しようとする言明もなされている）。

他方、いわゆる明文改憲をせずに、いわゆる解釈改憲により、集団的自衛権行使を容認しようとする動きが、ここに来て強まっている。

例えば、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安保法制懇」）を再開させ、ここで、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を内容とする報告書を、年内にもまとめる方針を打ち出している。

また、後述するような政府見解を維持してきた内閣法制局のトップである長官を、これまでの慣例に沿わない人事にて人選を行い、集団的自衛権行使を容認する政府見解変更のための布石を打っている。

さらに、安倍首相は、安保法制懇において、「積極的平和主義こそ日本が背負うべき看板である」といった趣旨の発言までしている。

2 国家安全保障基本法案制定に向けた動き

他方、自由民主党総務会は、昨年7月に、「国家安全保障基本法案」を決定している。同法案は、明文改憲をせずに、法律により、集団的自衛権の行使を容認するものである（同法案第10条第1項第1号、第2条第2項第4号）。加えて、同法案は、国に対して、平和と安全を確保する上で必要な秘密を保護するための法律上・制度上必要な措置を講ずることを求めている（同法案第3条第3項）。

上記動きの中で、内閣は、まず、防衛、外交政策の司令塔となる国家安全保障会議（日本版NSC）を創設し、そこで米国などと機密情報を交換、共有するための法整備の必要があるとして、10月25日、国の機密情報を漏らした公務員らへの罰則を強化する特定秘密保護法案を閣議決定し、

国会に提出した。同法案は11月26日、衆議院で可決され、参議院に送付された。

3 集団的自衛権に関する政府見解

憲法第9条は、その第1項において戦争の放棄を定め、第2項において、戦力の不保持と交戦権の否認を定めている。

そして、政府は、自衛隊の存在は合憲であるとしながらも、憲法第9条の解釈において、その活動には限界があるとしてきた。これまでの政府見解の内容は以下のとおりである。

「独立国である以上、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる。その具体的限度は相対的な面があるが、いわゆる攻撃的兵器の保有は許されない。

そして、自衛権発動の要件は、次の3つである。

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること
- ② これを排除するためにほかの適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力の行使にとどまるべきこと

また、自衛権行使としての実力行使の地理的範囲は一概に言えないが、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土等に派遣する海外派兵は、憲法上許されない。

そして、集団的自衛権は、主権国家である以上、国際法上、当然に有しているが、これを行行使することは、憲法上許されない。」

この政府見解は、昭和40年代の国会答弁、政府答弁書において明らかにされ、以後約40年にわたり、一貫して維持されてきた。これは、前述した憲法第9条が定める規定内容を前提とすれば、憲法解釈としては限界であるとも言われてきた。

このように、これまでの政府見解において、集団的自衛権の行使は許されないとする見解が維持され、定着してきたところである。

4 集団的自衛権に関する当会及び日本弁護士連合会の見解

これに対し、前記1、2の動きは、政府の一方的な解釈の変更により、もしくは憲法より下位にある法律によって、これまで許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認するものである。

これまで当会及び日本弁護士連合会は、立憲主義の理念や国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義といった憲法の基本原理を極めて重要なものとして再確認し、集団的自衛権の行使を認めてその範囲を拡大しようとする改憲論議につき、立憲主義の理念や憲法の基本原理を後退させるもの

との強い危惧を表明してきた。日本国憲法（第9条や前文）で定める恒久平和主義の理念や平和的生存権が、自衛隊の活動等に大きな制約を及ぼし、海外における武力行使や集団的自衛権行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能してきたことは言うまでもないことである。

我が国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法の基本原理に基づいて策定されなければならない。そして、憲法第9条で定める恒久平和主義は、憲法の基本原理の中核をなすものであって、時々の政府や国会の判断で解釈を変更することは到底認められるものではないし、憲法より下位にある法律によって憲法の解釈を根本的に変更することは、憲法を最高法規と定め（第97条）、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（憲法第98条）、国务大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課す（憲法第99条）ことで政府や立法府といった国家権力を憲法の制約の下に置こうとした立憲主義の観点からしても、決して許されることではない。

このような立場から、日本弁護士連合会は、平成25年3月14日、本決議と同趣旨の意見書を発表している。

5 秘密保護法制の危険性

さらに、秘密保護法制に関しては、民主主義の根幹をなす表現の自由や国民の知る権利を侵害する危険性が大きく、憲法違反の疑いが強い。当会および日本弁護士連合会は、現在国会に上程されている特定秘密保護法案に対しても、特定秘密の範囲が曖昧で、処罰規定が不明確、過剰である等、国民の知る権利を侵害し国民主権を蔑ろにするものであって憲法違反の疑いが極めて強いことから、強く反対しているものである。集団的自衛権行使の容認に加え、このような秘密保護法制定を求める国家安全保障基本法案自体、憲法違反の疑いが極めて強いと言うべきである。

6 以上により、当会は、上記1及び2の動きが、立憲主義の理念や恒久平和主義といった憲法規範を危機的状況に陥れる象徴的なものであると考え、基本的人権を擁護することを使命としている（弁護士法第1条）弁護士の社会的責務として、当臨時総会において、「決議の趣旨」記載の決議を行うものである。

2013（平成25）年11月30日
長野県弁護士会臨時総会決議